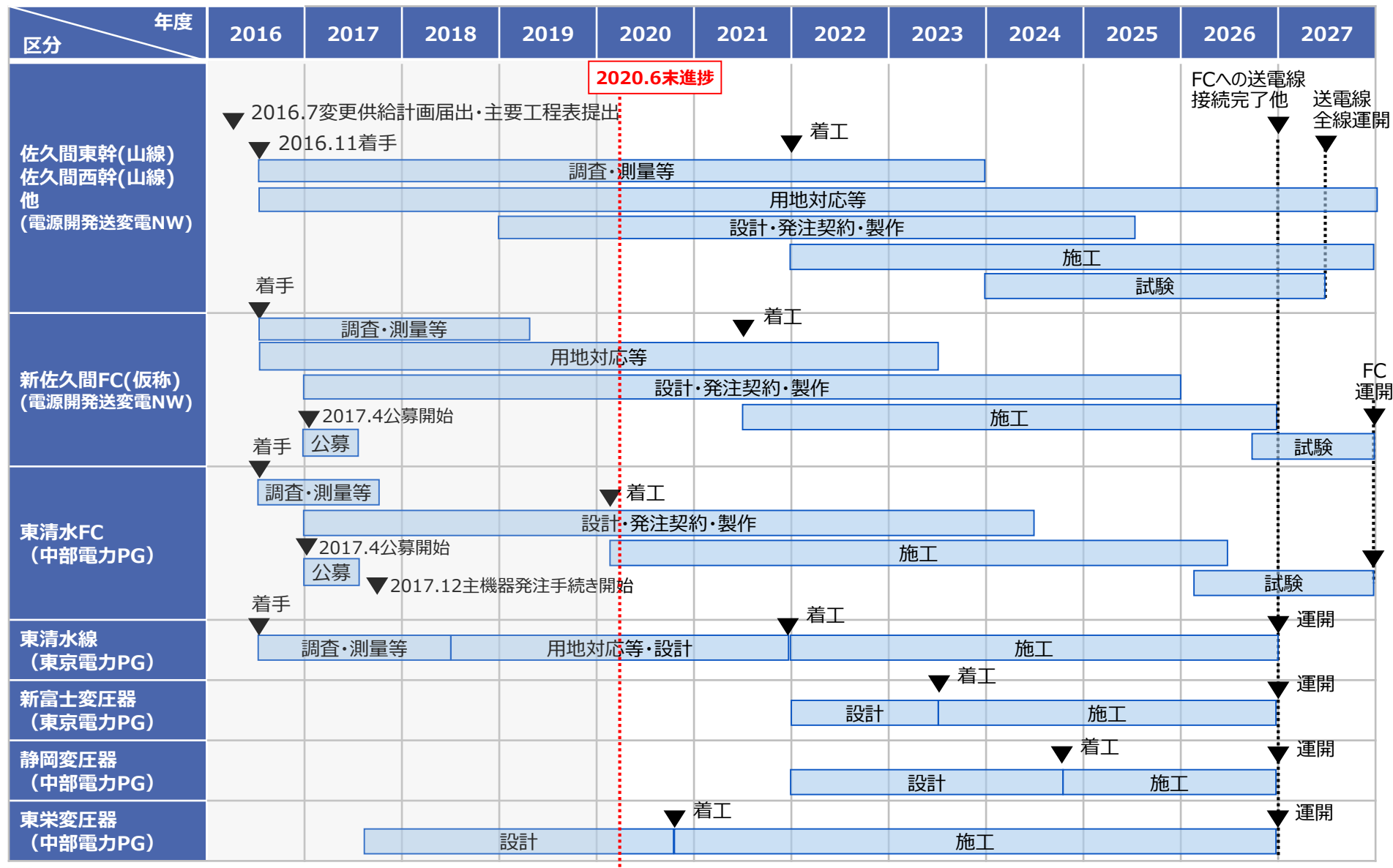


# 広域系統整備計画の進捗状況について (報告)

2020年9月9日  
広域系統整備委員会事務局

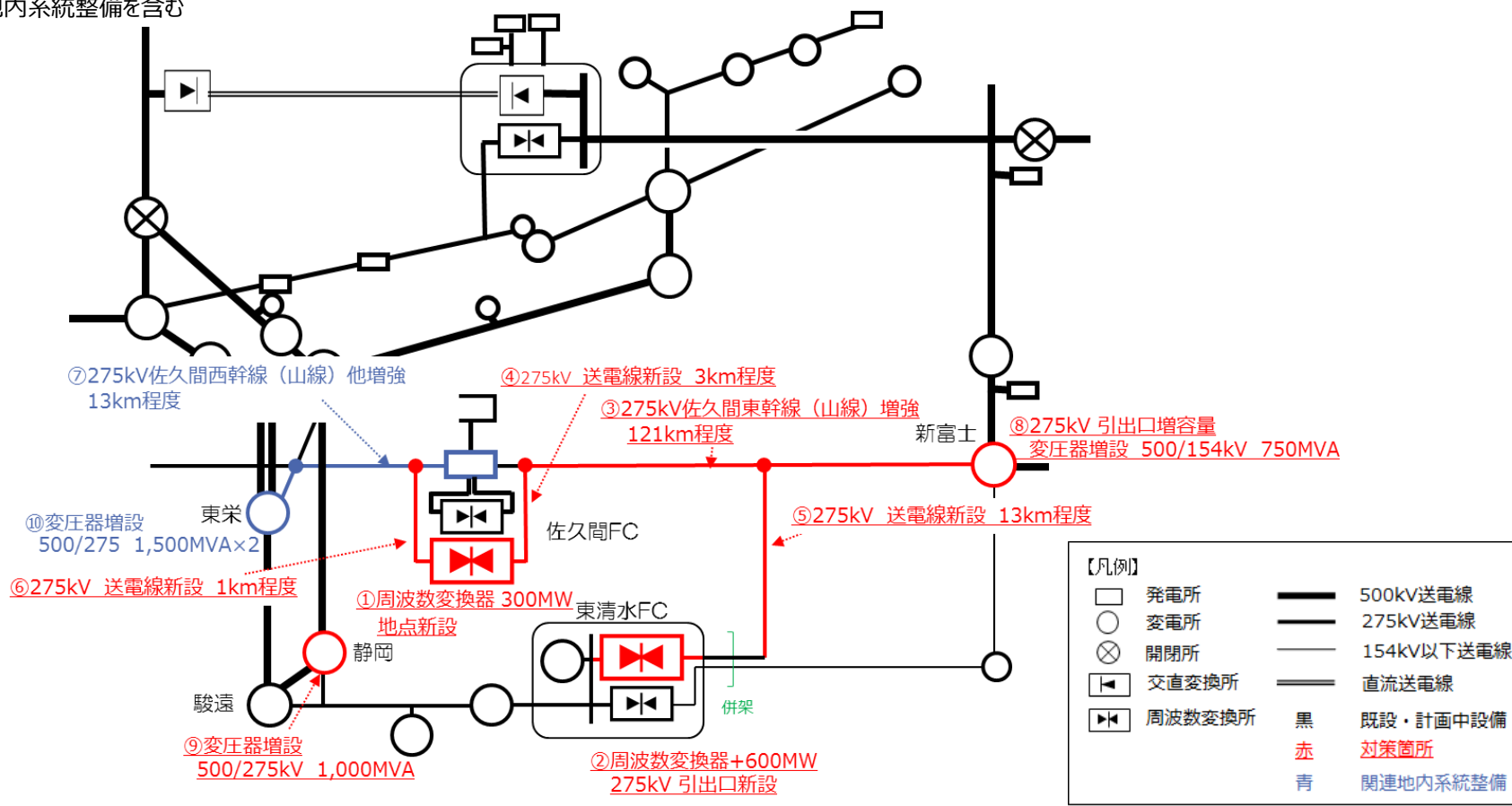
- 業務規程第62条（広域系統整備計画の進捗状況の把握）に基づき、広域系統整備計画の進捗状況を報告する。
  - 東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画（第11回 進捗報告）
    - 2016年6月 広域系統整備計画策定
    - 2027年度末 増強完了予定
  - 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画（第10回 進捗報告）
    - 2017年2月 広域系統整備計画策定
    - 2027年11月 増強完了予定

- 2020年3月末時点の進捗状況の報告以降、事業実施主体（東京電力パワーグリッド、中部電力パワーグリッド、電源開発送変電ネットワーク）より送配電等業務指針第53条に基づき四半期（2020年6月末時点）の進捗状況が提出された。
- 環境アセス期間見直しに伴う着工時期の繰り延べ等があるものの、運開時期に影響はなく、当初予定の運開時期に向け進行中（前回までに報告済み）。
- 主な実施事項（2020年4月～2020年6月末）
  - 佐久間東幹(山線)他 調査・測量業務（環境アセス手続き中、技術測量・地質調査実施中）、基本設計業務
  - 新佐久間FC(仮称) 基本設計業務と発注仕様書案作成、土木工事実施設計を実施中
  - 東清水FC 土木、建築、電気工事現場着工（2020年5月）
  - 東清水線 調査・測量業務（環境調査(猛禽類)実施中）
  - 東栄変電所 土木、電気工事発注準備中(2020年上期発注予定)
- 今後の予定等（2020年7月～）
  - 各工事において調査・測量、用地対応等を順次実施
  - **重要送電設備等指定に係る変更報告の経済産業省へ提出（7月上旬提出済み）**



事業実施主体	主な工事
東京電力パワーグリッド	⑤東清水線新設、⑧新富士変電所工事
中部電力パワーグリッド	②東清水FC増強工事、⑨静岡変電所工事、⑩東栄変電所工事※
電源開発送変電ネットワーク	①新佐久間FC（仮称）新設工事、 ③④⑥⑦佐久間東幹線（山線）増強工事・佐久間西幹線（山線）増強工事※他

※関連地内系統整備を含む



(余白)

## 2. 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画

- 2020年3月末時点の進捗状況の報告以降、事業実施主体(東北電力ネットワーク)より送配電等業務指針第53条に基づき四半期(2020年6月末時点)の状況が提出された。
- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急的な状況により、コスト等検証小委の開催や広域連系開閉所新設工事他の発注契約手続きを後ろ倒したが、当初予定どおりの運開に向け進行中。
- 主な実施事項 (2020年4月～6月末)
  - <広域連系北幹線>
    - 台風19号によるルート一部見直しに伴う、鉄塔建設等に係る承諾取付交渉の実施
    - 台風19号によるルート近傍での一部土砂崩れについて影響調査を実施中
    - 仙台市環境影響評価条例等に基づく環境アセスを実施中
    - 想定ルート上に計画されている大規模太陽光等との協議・調整 (～2020年度目途)
    - 所在不明地権者等調査および財産管理制度の活用に着手 (～2020年度目途)
  - <広域連系北幹線, 広域連系南幹線, 相馬双葉幹線接続変更, 開閉所引込工事>
    - 地質調査や環境影響調査業務等の実施 (2020年4月～)
    - 地質調査に伴う補償交渉、用地測量および用地取得業務の実施
      - ※新型コロナウイルス感染防止のため、対面を控え、郵送や電話による対応を実施

### ■ 主な実施事項（2020年4月～6月末）

#### <その他>

- コスト等検証小委による調達プロセスおよび工事費・工期の検証終了（2020年5月19日）
- 広域連系開閉所新設ならびに宮城中央変電所500kV送電線引出工事のうちGISの公募の実施（2020年5月29日～6月12日）
- 広域連系開閉所新設土木建築工事のうち敷地造成工事の発注契約手続きの実施
- 短工期対策 運用開始(2020年4月2日～)

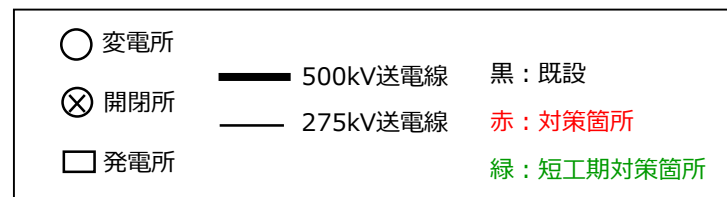
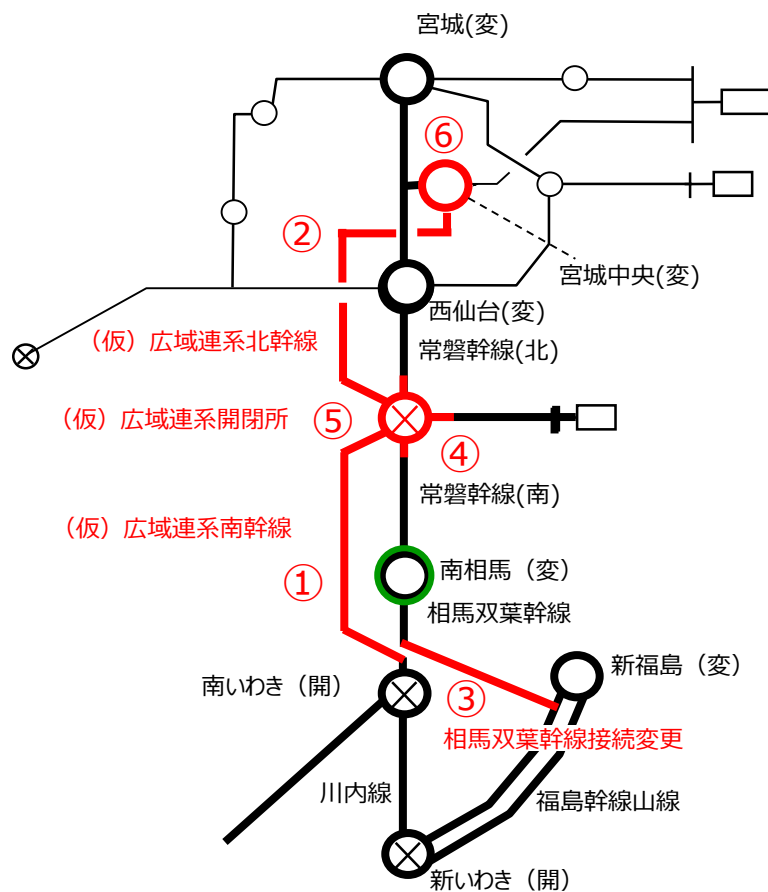
### ■ 今後の予定等（2020年7月～）

- 地質調査に伴う補償交渉、用地測量および用地取得業務の継続実施  
※新型コロナウイルス感染防止のため、地権者対応は当面、郵送や電話による対応を継続
- 広域連系開閉所新設ならびに宮城中央変電所500kV送電線引出工事のうちGISの発注契約手続きの実施
- 広域連系開閉所新設土木建築工事のうち敷地造成工事の実施





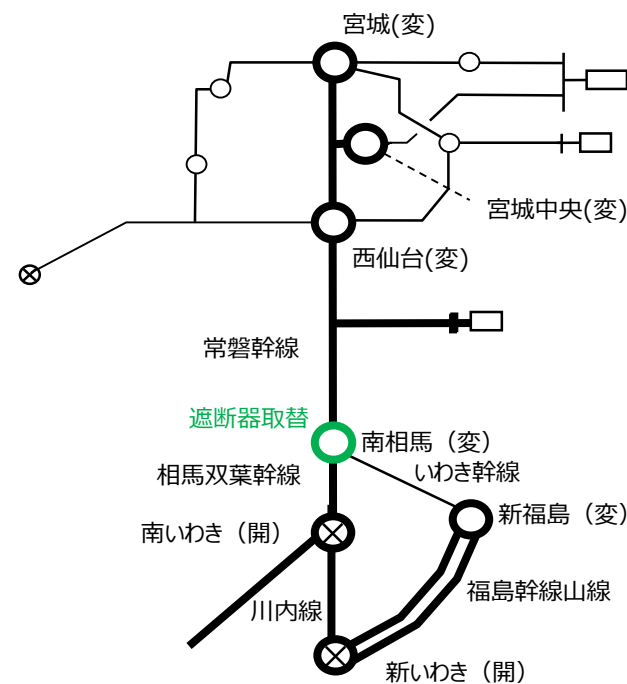
事業実施主体	主な工事
東北電力ネットワーク	① (仮) 広域連系南幹線新設、② (仮) 広域連系北幹線新設 ③ 相馬双葉幹線接続変更、④ (仮) 広域連系開閉所への既設500kV送電線引込、 ⑤ (仮) 広域連系開閉所新設、⑥ 宮城中央変電所500kV送電線引出



- 広域系統整備計画に示す流通設備の増強（恒久対策）の工期は長期間にわたることから、応募事業者の電力取引の開始希望時期に関するニーズが満たされない。
- このため、拡大できる運用容量は限定されるが短期間で実施できるような本連系線の運用容量の拡大対策（短工期対策）を恒久対策が完了するまでの対策として実施することとし、500kV相馬双葉幹線と既設275kVいわき幹線を併用する。

## ○短工期対策工事概要

項目	概要
南相馬(変) 短絡容量対策	遮断器（3台）等を許容電流が大きな機器へ取り替える。
電源制限装置	送電線熱容量対策及び同期安定性維持のために、制御装置及びこれに伴う通信設備を設置する。



## 【業務規程】

(広域系統整備計画の進捗状況の把握)

第62条 本機関は、広域系統整備計画の策定後、事業実施主体から必要な情報の提出を受け、同計画の進捗状況を把握する。

- 2 本機関は、前項により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を広域系統整備委員会に報告する。
- 3 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響があると認めた場合は、その対応について広域系統整備委員会において検討を行う。

(広域系統整備計画の変更)

第63条 本機関は、用地事情、需要動向の変化その他やむを得ない事由が発生した場合において、広域系統整備計画を変更することが合理的となったとき又は広域系統整備計画の実現が困難となったときは、広域系統整備委員会において検討の上、広域系統整備計画を変更することができる。

- 2 前項にかかわらず、広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。但し、この場合、本機関は、広域系統整備計画の変更内容について、広域系統整備委員会に報告する。
- 3 本機関は、前各項に基づき、広域系統整備計画を変更した場合には、速やかに変更後の広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対し、広域系統整備計画の内容を通知する。

## 【送配電等業務指針】

(広域系統整備計画決定後の情報提供)

第53条 事業実施主体として選定された者は、本機関に対し、次の各号に掲げる時期に、次の情報を提出する。

- 一 広域系統整備計画決定後速やかに 広域系統整備計画の主要工程
- 二 四半期ごと 本機関が進捗状況及び今後の見通しを把握するために必要な情報
- 2 広域系統整備計画の進捗状況の確認は、業務規程第62条第1項に定めるところにより、前項により提出された情報に基づき、本機関が行う。